

① プログラム等準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十二(十一)

平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	費用の支出に備えるもの	積立限度額の計算	17	円	
積立限度額の計算	プログラム等の開発の費用の支出に備えるもの	制御プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額	2					
		積立限度額	3		18			
		制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額	4		19			
		(4) のうち	5		20			
		(4) のうち年 100 億円相当額を超える部分の金額 (4) - (5)	6		21			
		積立限度額	7		22			
		積立限度額の合計額 (3) + (7) + (11)	12		23			
	情報処理システムの企画等の業務	情報処理システムの企画等の業務の提供に係る収入金額	8		翌期繰越額の計算	期首プログラム等準備金の金額 4 年経過後 4 年間均等益金算入額 (37) の計 同上以外の場合による益金算入額 (38) の計 計 (25) + (26) 当期積立額のうち損金算入額 (1) - (23) 期末プログラム等準備金の金額 (24) - (27) + (28)	24	
		他の者への業務委託に要した費用の合計額	9				25	
		差引収入金額 (8) - (9)	10				26	
		積立限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11				27	
		積立限度額の合計額 (3) + (7) + (11)	12				28	
	データベースの構成のもの	明提供又は利用の許諾等に係る収入金額	13		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されているプログラム等準備金 差引 (30) - (29) 貸借対照表の取崩不足額 (27) - ((1) - (30) - 前期の (30)) 当期に生じた差額の合計額 (23) + (32) 前期末における差額 (前期の (31))	29	
		(13) と 100 億円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	14				30	
		(13) のうち年 100 億円相当額を超える部分の金額 (13) - (14)	15				31	
		積立限度額 (14) × $\frac{8}{100}$ + (15) × $\frac{6}{100}$	16				32	
<b>益金算入額の計算</b>								
積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額		
		35	36	4 年経過後 4 年間均等益金算入による場合 (35) × $\frac{1}{48}$	(37) 以外の場合	(36) - (37) - (38)		
		円	円	円	円			
積立事業年度終了の日の翌日から四年を経過したもの								
当期分								
計			円	円	円			

## 別表十二（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で情報処理の促進に関する法律第2条第3項《定義》に規定するソフトウェア業、他人の用に供するために構成した著作権法第2条第1項第10号の3《定義》に規定するデータベースを譲渡し、提供し、若しくはその利用の許諾を行う事業又は統合情報処理システムサービスを提供する事業（以下「ソフトウェア業」といいます。）を営むものが平成15年改正前の措置法第57条《プログラム等準備金》若しくは平成15年改正法附則第97条第2項《プログラム等準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成15年改正前の措置法第57条の規定の適用を受ける場合又は連結法人でソフトウェア業を営むものが平成15年改正前の措置法第68条の51《プログラム等準備金》若しくは平成15年改正法附則第116条第2項《プログラム等準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成15年改正前の措置法第68条の51の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「積立限度額の計算」の

「積立限度額 3

(2)  $\times \frac{10}{100}$  と 5億円  $\times \frac{1}{12}$  相当額のうち少ない金額」、

「(4) と 100億円  $\times \frac{1}{12}$  相当額のうち少ない金額 5」、

「(3) と 100億円  $\times \frac{1}{12}$  相当額のうち少ない金額 14」

及び

「積立限度額 21

(20)  $\times \frac{10}{100}$  と 5億円  $\times \frac{1}{12}$  相当額のうち少ない金額」

の分子の空欄には、当期の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

3 「翌期繰越額の計算」の「期首プログラム等準備金の金額24」には、当期首現在の税務計算上のプログラム等準備金の金額を記載します。

4 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) この欄は、プログラム等準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合に記載します。

(2) 「積立事業年度」には、当期首現在のプログラム等準備金の金額を「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過したもの」と「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれの該当欄に、その積立度が最も古い事業年度から順次記載します。

(3) 「当初の積立額のうち損金算入額35」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。

(4) 「期首現在の準備金額36」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額39」の金額をその事業年度ごとに記載します。

(5) 「当期益金算入額」の「4年経過後4年間均等益金算入による場合(35)  $\times \frac{1}{48}$  37」には、「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過したもの」の各事業年度だけについて積立事業年度ごとに計算して記載します。

この場合「(35)  $\times \frac{1}{48}$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

(6) 「当期益金算入額」の「(37)以外の場合38」には、当期において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。